

令和 4 年度 那覇市自転車活用推進計画策定業務委託に係る
制限付一般競争入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項及び地方自治法施行令第 167 条の 5 の規定により、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城間 幹子



1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名：令和 4 年度 那覇市自転車活用推進計画策定業務委託
- (2) 履行場所：那覇市内
- (3) 業務概要：だれもが移動しやすいまちづくりを推進するため、多様な移動手段の利用環境の向上・充実を推進することを目的として、那覇市自転車ネットワーク計画を平成 29 年度に策定した。当該計画により整備される自転車利用環境を利用し、観光や健康、交通教育など様々な分野が連携することで自転車の利用を推進することができる。その基本となる計画として、那覇市自転車活用推進計画の策定を行う。
- (4) 履行期間：契約締結日から令和 5 年 2 月 28 日まで
- (5) 予定価格：5,670,000 円（消費税抜き）
- (6) 最低制限価格：予定価格の 7/10 以上で設定し、開札後公表する。
- (7) 当該競争入札は、紙入札により実施する
- (8) 当該競争入札は、競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

2 入札参加資格要件

- (1) 本業務の参加資格は、「那覇市に本店若しくは支店又は営業所を有する者」とする。

- (2) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規定第 6 条に規定する令和 3・4 年度の建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (4) 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱（昭和 57 年 1 月 26 日助役決裁）第 14 条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。公告日の 3 ヶ月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。
- (6) 本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号の暴力団員又は同条第 2 号の暴力団若しくは同条第 6 号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 営業に関し法律上必要となる資格を有する者であること。
- (9) 以下の技術者を配置することができる者。
- ①管理技術者
 - ②照査技術者
 - ③担当技術者
- ※管理技術者及び照査技術者に必要とされる資格は、次のいずれかとする。
- ア 技術士（建設部門：都市及び地方計画）
 - イ RCCM（都市計画及び地方計画）
- ※管理技術者及び照査技術者においては、応募者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは、入札日以前に 3 ヶ月以上の継続した雇用関係にあることを言う。
- ※管理技術者、照査技術者、担当技術者は兼任することができない。
- (10) 本業務委託に際し、この公示、及び特記仕様書に基づき業務を確実に履行できる者で、企業、配置予定管理技術者ともに、過去 10 年間に、地方公共団体による以下の業務について、企業単体もしくは共同企業体の構成員として、1 件以上の実績を有すること。
- ・交通計画等（自転車活用推進計画、交通基本計画、総合交通戦略及び地域公共交通網形成計画等）の交通に関する計画の策定業務
- （※配置予定管理技術者が携わった業務としては、管理技術者、照査技術

者、担当技術者としてのいずれかの実績を申請すること。)

3 本案件に関する質問・回答

- (1) 提出期間：令和4年5月13日（金）8時30分～
令和4年5月18日（水）17時15分
- (2) 提出方法：「質問書」を都市計画課へ直接提出するか、FAXで送付すること。（質問がなければ不要）
- (3) 回答日：令和4年5月19日（木）
- (4) 回答方法：那覇市都市計画課ホームページに掲載する。

4 入札及び開札日程

日時：令和4年5月24日（火）10時00分

場所：那覇市役所9階 901会議室

注意事項：入札参加資格審査申請書等は、入札時に直接提出しなければならない。提出が無い場合には、入札に参加することができない。

5 入札保証金、契約保証金、支払い条件に関する事項

- (1) 入札保証金：那覇市契約規則第8条により免除する。
- (2) 契約保証金：那覇市契約規則第30条により免除する。
- (3) 前金払：適用しない。
- (4) 部分払：適用しない。

6 入札の無効

本公告に示した参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7 落札の決定方法及び契約締結時期

予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効入札をした者（以下、「落札候補者」という。）を順次順位を付する。なお、落札については、入札参加資格審査後に落札者を決定し、「落札者決定通知書」を送付する。落札決定の通知を受けたものは、通知を受けた日から7日以内に契約を締結しなければならない。

8 入札金額に係る消費税の取扱い

落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 その他

入札参加者は単体企業とし、特記仕様書、資格審査申請書を熟読し、事前に当該委託業務、並びに入札事項について十分に理解して入札に臨まなければならない。なお、不明点等があれば、市担当者へ事前に問い合わせをして説明を受けること。

10 問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号（本庁舎9階）

那覇市 都市みらい部 都市計画課 交通政策 LRT グループ

担当：新崎、伊佐

TEL：098-951-3246 FAX：098-951-3245